

# 家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化の実施

制度所管部局：廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

## 1. 制度の概要

製造又は輸入の規模が相対的に小さい特定製造業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化を行ったり、製造業者又は輸入業者が不存在となった特定家庭用機器廃棄物の再商品化を行うなど、本法律の仕組みを補完する役割を担う指定法人の主務大臣による指定。

## 2. 指定、登録等の基準

### 【特定家庭用機器再商品化法】

#### 第32条

- 1 主務大臣は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人であって、次条に規定する業務（以下「再商品化等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、主務省令で定める区分ごとに、その申請により、再商品化等業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

## 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人 家電製品協会	平成12 年4月 18日	〒105-8472 港区愛宕 一丁目1-11 虎ノ門八束ビル4階 TEL 03-3578-1311	財団法人家電製品協会より 特定家庭用機器再商品化法 に基づく指定を受けるべく 指定申請書の提出があり、適 正に業務を行うことが認め られたため、指定した。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答  
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
エアコン：4,189 円 ブラウン管テレビ：3,795 円 冷蔵庫・冷凍庫：5,869 円 洗濯機：3,444 円 ※全て税込	特定家庭用機器再商品化法第35条第1項では、指定法人は再商品化業務を行う時は、その開始前に、実施方法や料金の額の算出方法等について再商品化等業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない旨を規定している。なお、再商品化等業務規程には、「業務に関する料金の額は、特定家庭用機器廃棄物ごとに、委託契約者との間に締結された再商品化等実施契約により定められた特定家庭用機器廃棄物一台ごとの単価に、協会に引き渡されることが見込まれる特定家庭用機器廃棄物の量を乗じ、これに必要な経費を加え、これを特定家庭用機器廃棄物の量で除して算出される。」と記載されている。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年度現在）  
特になし

7. 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>